

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名	学校法人 静岡県東部理容美容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	美容学科	夜・通信	1,891時間 (2年制)	160時間 (2年制)	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/04/c47a6fbd8736c3b9dc2f87a041b87653.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名	学校法人 静岡県東部理容美容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/06/573a3c6911406a15e6dfad1f8390b11c-8.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	Rogos 株式会社 代表取締役社長	2024. 5. 30 ～ 2025. 5. 29	人事 組織運営体制のチ ェック機能
非常勤	ヘアープラザ・オギサワ 店主	2024. 5. 30 ～ 2025. 5. 29	労務 経営計画の策定
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名	学校法人 静岡県東部理容美容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>シラバスは、1月～2月初旬までに各科目担当教員が作成し、2月の校内教育課程編成会議で仮決定する。それを暫定版として1年生に配布し、ホームページ上でも公開する。2月に1年生に対してシラバスを基にしたガイダンスを行う。特に2年生で履修する総合技術選択コースの説明を中心に行う。学生は、その説明を基に次年度の総合技術コースを選択する。3月に総合技術コースが決定した後、学生の要望、改善策等から勘案し、シラバスを各科目担当教員が見直す。見直したものを3月末の校内教育課程編成会議で決定する。新入生については、4月にシラバスを基に科目毎担当教員がオリエンテーションを行い、学校生活に見通しを持たせる。見直しをしたシラバスは、4月から5月にホームページにアップしてある暫定版と差し替え、ホームページ上に公開する。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/04/c47a6fbd8736c3b9dc2f87a041b87653.pdf</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

1 本校学則では次のとおり定められている。

「第9条（教育課程、標準授業時数及び成績評価）第2項 教科課目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。ただし、出席停止等の特別な事情を除き、出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教科課目について評価を受けることができない。」

各教科の評価は、本校のシラバスに記載した担当教員の評価方法により、学習成果を測定することにより行われる。試験、検定試験、提出物、レポート、出席状況等から、学生がシラバスに掲載された当該授業でどの水準まで身についたかを問う。評定に当たっては、教科に関する技能、知識、思考、表現、興味関心を評価し、出席状況も含めて、各教科の学習状況を総括的に評価する。評価は5段階で表し、5段階の表示は「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」とする。

2 評定の基準

定期試験は、別に定める「学修成果の評価について」1 評定(成績評価の基準)(2)定期試験 の項目に基づき実施される。①定期試験は、毎学期実施する。②学期末の定期試験を基に成績を作成する。成績は60点以上をもって合格とする。但し、欠席者及び60点未満の者は、追試、再追試をうけるものとする。③定期試験の結果を基に、各教科の評価方法で評定を作成する。④各教科の履修単位は、評定「秀」「優」「良」「可」の者に与えられる。⑤評定は、毎学期ごと成績表を作成し配布する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

客観的な指標の設定等については「学修成果の評価について」で定める。本校は単位制ではないが、授業時数を単位に換算し、成績評価に単位数(時数)を加味したGPA制度を活用することによって、客観的な評価を行う。その場合の授業時数は、専修学校設置基準第19条により、講義・演習・実習共に30時間を1単位時間とする。

評定は秀(100点～90点)・優(90点未満～80点)・良(80点未満～70点)・可(70点未満～60点)・不可(60点未満)の5段階とする。それぞれに対して、4、3、2、1、0のように数値(Grade Point: GP)を付与し、この単位あたりの平均(Grade Point Average: GPA)を出して、指導資料として活用する。

公表は、学期毎成績表を作成し配布する。警告については、学修成果と授業時数の2点で発する。

(1) 学年毎に出したGPAが低い生徒の場合は、警告を出す。GPAの低い生徒とは、GPAで並び替えたとき、下位1/4の生徒であり、度数分布を掲示板で公開する。

(2) 「学修成果の評価について」3進級・卒業の認定基準(1) 出席授業時数は、学則別表の標準時数10分の9以上でなければならない。但し、出席停止の場合は補習を行い、欠課時数については補講によって補うことができる。その場合、欠課時数が多く、学則に定める授業時数に達しない又はそのおそれがある学生は、保証人に通知し、面接指導を行い、補講することとする。

したがって、出欠を常時確認し、欠席の時数が多くなる前から警告を出し、欠席をした時数の補講を実施する

客観的な指標の
算出方法の公表方法

https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2023/10/2023_learning_achievement_new.pdf

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定については学則に定めがある。必要な授業時数の定めと評定の定め
の両面から規定されている。第9条(教育課程、標準時数及び成績評価)

「2. 教科課目の成績評価は、学年末において、各学年末に行う試験、実
習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席停止等の特
別な事情を除き、出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教
科課目について評価を受けることができない。」

第10条(認定の基準)「本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を
修了した者について、学習評価の上認める。なお、成績評価及び進級・卒
業の認定基準については別に定める。」

「学修成果の評価について」3進級・卒業の認定基準(1)出席授業時数
は、学則別表の標準時数の10分の9以上でなければならない。但し、出席
停止の場合は補習を行い、欠課時数については補講によって補うことがで
きる。その場合、欠課時数が多く学則に定める授業時数に達しない又はそ
のおそれがある学生は、保証人に連絡し、面接指導を行い、補講すること
とする。(2)学期毎の成績が全て合格しなければならない①合格点は100
点満点中60点以上とする。②不合格者は、追試・再追試を受けることがで
きる。追試合格も60点以上とする。(3)各授業の実習成果、履修状況が、
その担当教員の判断で「良好」と許可される者でなければならない。

第11条(卒業証書等の授与)「校長は所定の課程を修了したと認めた者に
は、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を与える。

適切に実施するために、各学期に成績会議を行っている。2月は、進級・卒
業認定会議を行い、上記の認定基準に沿って認定している。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	「学則」 https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/05/9cf591f744e2f9b10eb84bec937a6bcd.pdf 「学修成果の評価について」 https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2023/10/2023_learning_achievement_new.pdf
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名	学校法人 静岡県東部理容美容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/06/af42bf5ababf6ad4bd776ced5c4564ec.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/06/af42bf5ababf6ad4bd776ced5c4564ec.pdf
財産目録	https://t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/05c0ce3a474e0e98e04b63c10fe7d85d55.pdf
事業報告書	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/06/4d2a64576ce8c52509b0b6122fa39b86.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/05/10dd2b7a38b68daffe18fb6d114c790cd.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		専門課程	美容学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	2077/67 単位時間/単位	837/27 単 位時間/ 単位	単位時間 /単位	1240/40 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160人		96人	0人	8人	6人	14人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 科目担当の決定後、担当者同士で授業内容を話し合い、使用教材についても検討する。教材は全教員と事務職員で、教材の適否と金額を検討し、次年度の予算化をする。授業内容については、教育課程編成会議の検討内容と今年度の反省等を基に改善点を話し合う。それを基にシラバスの原案を作成し、暫定版とする。その後、年度初めに向けて変更したものを公開する。
成績評価の基準・方法

<p>(概要) 各教科の評価は、本校のシラバスに記載した担当教員の評価方法により、学修成果を測定することにより行われる。試験、提出物、レポート、出席状況などから学生がシラバスに掲載された当該授業でどの基準まで身につけたかを問う。評定に当たっては、検定試験を受けるものについては、その結果を加味し、教科によって興味関心、思考、表現、知識、技能等の評価し、出席状況も考慮し、学習の状況を総括的に評価する。評定は5段階で表し、5段階の表示は、「秀」(100点～90点)、「優」(90点未満～80点)、「良」(80点未満～70点)、「可」(70点未満～60点)、「不可」(60点未満)とする。 「学修成果の評価について」によると、60点以上で合格があり、「不可」については追試を受ける。追試についても60点以上を合格とする。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) 進級と卒業認定については、次の学則に準じて行う。 第9条(教育課程、標準時数及び成績評価) 2. 教科課目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席停止等の特別な事情を除き、出席時数が標準の10分の9に達しない者は、その教科課目について評価を受けることができない。認定の基準は、学則に定める。 「学則第10条(認定の基準) 本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程が修了した者について、学習評価の上認める。なお、成績評価及び進級・卒業の認定基準については別に定める。」 「学修成果の評価について 3 進級・卒業の認定基準」によると以下のとおりである。 (1)出席授業時数は、学則別表の標準時数の10分の9以上でなければならない。但し、出席停止の場合は補習を行い、欠課時数については補講によって補うことができる。その場合、欠課時数が多く、学則に定める授業時数に達しない又はそのおそれがある学生は、保証人に通知し、面接指導を行い、補講することとする。 (2)学期毎の成績が全て合格しなければならない。 ①合格点は100点満点中60点以上とする。 ②不合格者は、追試・再追試を受けることができる。追試合格も60点以上とする。 (3)各授業の実習成果、履修状況が、その担当教員の判断で「良好」と許可される者でなければならない。 「第11条(卒業証書の授与) 校長は所定の課程を修了したと認めた者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を与える。」 適切に実施するために、各学期に成績会議を行っている。2月は、進級卒業認定会議を行い、上記の認定基準に沿って認定している。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) 学生が最もつまづくのは実習授業である。つまづき対策のために、本校の実習授業の多くは、担当教員に実習助手を加えて指導を行っている。できる限り1人ひとりに寄り添い技術の習得を確実なものにしている。 授業を休んだ学生に対しては、欠課時数が0となるように、学期毎補講を行っている。成績評価を受けるためには、学則によると「出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教科課目について評価を受けることができない。」としているため、補講については学期毎に実施する必要がある。できるだけ欠課時数が0となるよう指導し、授業の遅れを取り戻すようにしている。また、出席停止の学生については補習を実施し、出席停止期間中の遅れを取り戻すようにしている。学生によって技術を高めるために練習が必要となるが、その練習時間を始業前と放課後に確保している。その時間は、学年を問わず誰でも練習できる体制を整えている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
60人 (100%)	0人 (0%)	60人 (100%)	0人 (0%)
（主な就職、業界等） 美容室、アイラッシュサロン、ブライダルサロン、美容業界			
（就職指導内容）就職指導の質向上のため、2年間を見通して、東美キャリア教育プログラム TCEP（Tobi Career Educational Program）の時間を教育課程外で設けている。1年時に就職活動の仕方の流れを学習し、自分を知り、自分に合った美容室の選び方を学ぶ。求人票の見方や美容室への電話のかけ方、履歴書の書き方などを学ぶ。2年時にはサロン説明会に参加し、学生が企業の就職担当者として直接話す場を持つことを目的として、開催している。特に産学連携就職事業に関係するサロンについては、学生にその趣旨を説明し、理解を図る。7月末から8月にかけて実務研修として4日間で32時間の研修を計画し、実際のサロンワークを体験する。並行して、学生とカウンセリングをしながら、本人に適した就職先を決定している。			
（主な学修成果（資格・検定等））美容師国家試験、SBS認定メイク検定2・3級、日本理美容福祉協会准福祉理美容士・福祉理美容士、ABEアイラッシュエクステンションアシスタントディレクター、SBS認定接客マナー検定2・3級、SBS認定着付け検定2・3級、JNECネイリスト技能検定2・3級、SBS認定エステ検定2・3級、J-Color パーソナルカラー検定2・3級、JHCMA ヘアケアマイスタープライマリー、日本ヘッドスパウェルネス協会ヘッドスパ検定3級			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
114人	10人	8.7%
（中途退学の主な理由） 進路変更、学習意欲の喪失、人間関係の悩み		
（中退防止・中退者支援のための取組）2年次はクラス担任制、1年次は学年担任制をとり、また各学年、担任外の複数の教員とそれぞれのクラスをみている。学業面以外にもきめ細やかな指導を行っている。状況に応じて他教員との相談の場も設けている。キャリア教育プログラムを実施し、生き方・働き方について考える時間もとっている。また、内容によっては、カウンセラーによるカウンセリングが受けられる体制を整備している。学校選択でミスマッチがないように、AO入試で作文試験を導入し、将来の見通しを持っているか、職業に対する理解があるか、本校でどのような学習をしたいかなどを明確にして、目的意識をはっきりした学生を募集している。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容学科	100,000 円	438,000 円	1,045,000 円	その他は、実習費、教材費等
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.t-tribiyou.com/abouts/information/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>静岡県東部総合美容専門学校の教育活動、学校運営全体に対して、地域や保護者、卒業生や有識者の方々の率直な意見をいただくことにより、より質の高い教育活動と地域の中の学校として相応しい学校運営を行っているか等をチェックし、信頼性の高い学校を目指す。令和6年度から昨年度実施した第三者評価を意識して今までの評価項目を変更し、その新しい項目で関係者評価の方々にご意見を伺う。5月～9月までに1回、2月～3月までに1回、年間2回の会合を開く。1回目の会合は学校の教育活動を見学したり、前年度の学校評価を確認したりする。その際、本年度の工夫する内容についてもご意見を伺う。12月～1月に学校評価と外部アンケートを行う。2回目の会合は、自己評価と外部アンケートの結果を検討する。会合は、学校側は、校長と教頭が説明者として参加する。主な評価項目は、学校運営(教育目標、生活目標、教育課程)、教育活動、研修、生徒指導、財務、学生募集などで、これらについて検討する。評価委員の構成は、委員の定数を5名とし、選出区分を有識者・地域住民・卒業生・保護者とする。評価結果の活用方法は、職員会議等で職員に知らせ、校務分掌に関係するところは各担当が中心となって検討する。学校運営全体に関することは、職員の見解を加味し、改善計画を作成し計画的に改善していく。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
元公立高等学校校長	R6. 4. 1～R8. 3. 31	有識者
写真館 (美容師) 勤務	R6. 4. 1～R8. 3. 31	卒業生
元公立学校コミュニティースクール長	R6. 4. 1～R8. 3. 31	地域住民
元公立学校コミュニティースクール長	R6. 4. 1～R8. 3. 31	地域住民
ネイリスト	R6. 4. 1～R7. 3. 31	保護者

<p>学校関係者評価結果の公表方法</p> <p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>○自己点検・自己評価報告書(含む学校関係者評価)</p> <p>https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/05/4049832d7c84a2877ab9030c0269d546.pdf</p> <p>○学生アンケート</p> <p>https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/05/a4b812cfb74d5586dee5816621ff8f07.pdf</p>
<p>第三者による学校評価 (任意記載事項)</p> <p>JAMOTE 認証サービス株式会社 受審年月 2024年1月</p> <p>https://www.t-ribiyou.com/important/879/</p> <p>https://jamotec.co.jp/iso29993/list.html/</p>

c) 当該学校に係る情報

<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>○ホームページアドレス</p> <p>https://www.t-ribiyou.com/</p> <p>○学校案内・学生募集要項は、ホームページ又は、電話等で資料請求</p>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	7080105002233
学校名 (〇〇大学 等)	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 静岡県東部理容美容学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		21人	21人	22人
内訳	第Ⅰ区分	10人	11人	
	第Ⅱ区分	8人	6人	
	第Ⅲ区分	3人	4人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				22人
(備考)				
前期：停止者1名 (家計見直しによる前年度からの停止1名) 後期：停止者1名、復活者1名 (家計見直しによる停止1名、復活者1名)、辞退者1名 (退学による12月からの辞退)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令 (令和元年政令第49号) 第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	1人
3月以上の停学	0人
年間計	1人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	6人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	6人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。